

## 今後の航空安全管理のあり方に関する検討 WG

### 規 約

#### (設置の目的)

第1条 我が国の航空安全プログラム(SSP)及び ICAO にて定められる世界航空安全計画(GASP)を踏まえた航空安全実施計画(NASP)に関して、航空業界関係者と連携した集中的な検討を行うことを目的として、「今後の航空安全管理のあり方に関する検討WG」(以下本検討WG)を設置する。

#### (本検討WGの構成)

第2条 本検討WGの構成は、別紙による。

#### (座長の任命等)

第3条 本検討WGに座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本検討WGを統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じ、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

#### (本検討WGの開催)

第4条 本検討WGは冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討WGの資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討WGの議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

#### (事務局)

第5条 本検討WGの事務局は、国土交通省航空局安全部安全企画室に置く。

#### (守秘義務)

第6条 委員は、検討WGを通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本検討WGの運営に関し必要な事項については、本検討WGで定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規約は、令和7年11月6日から施行する。